

○財務省告示第百五十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年四月十一日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年五月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第一百
六回、第一百七回、第一百十八回、
第一百二十五回、第一百二十六回、
第一百三十二回、第一百三十四回、
第一百三十八回、第一百三十九回、
第一百四十六回及び第一百四十七
回）、利付国庫債券（三十年）（第
四回、第六回、第十回、第十一
回、第十三回、第十四回、第十
六回、第二十回、第二十二回、第
第二十三回、第二十四回、第二
十五回、第二十六回、第二十七
回、第二十八回、第二十九回、第
第三十回、第三十三回、第三十
四回、第三十七回及び第三十八
回）及び利付国庫債券（四十年）
（第四回及び第五回）

二 発行の根拠
法律及びその
の条項及びそ
の振替法の適
用等

三 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第二回） （付） （国庫） （十年） （債） （券） （四）	一・八%	平成三年四月二十四日	三十二億円
（利付） （第二回） （付） （国庫） （十年） （債） （券） （十二）	一・七%	平成十年四月二十三日	百五億円
（利付） （第二回） （付） （国庫） （十年） （債） （券） （十六）	二・〇%	平成三年四月二十三日	七十七億円
（利付） （第二回） （付） （国庫） （十年） （債） （券） （十五）	二・二%	平成三年四月二十三日	三十五億円
（利付） （第二回） （付） （国庫） （十年） （債） （券） （八回）	二・〇%	平成六年四月二十二日	六十五億円
（利付） （第二回） （付） （国庫） （十年） （債） （券） （七回）	二・一%	平成三年四月二十二日	二十二億円
（利付） （第二回） （付） （国庫） （十年） （債） （券） （十六回）	二・二%	平成三年四月二十二日	三十億円

（別表）

十八 元利金支
十九 払場所
十九 入札参加者
二十 払込期日

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年四月十一日

月九日午前九時以前に訂正され
た場合には、訂正後の当該単利
（利回り）とする。

（利付第三十国庫債券）	（利付第三十国庫債券）	（利付第三十国庫債券）	（利付第三十国庫債券）	（利付第三十国庫債券）	（利付第三十国庫債券）	（利付第三十国庫債券）	（利付第三十国庫債券）	（利付第二回第四十国庫債券）	（利付第二回第四十国庫債券）	（利付第二回第四十国庫債券）	（利付第二回第四十国庫債券）	（利付第二回第四十国庫債券）
二・五%	二・五%	二・四%	二・〇%	一・七%	一・一%	二・四%	二・九%	一・六%	一・七%	一・六%	一・五%	
日年平 九成 月四 二十七	日年平 九成 月四 二十六	日年平 三成 月四 二十六	十年平 日十成 月四 二十五	日年平 六成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十五	十年平 日十成 月四 二十三	十年平 日十成 月四 二十二	十年平 日十成 月四 二十五	日年平 九成 月四 二十五	日年平 六成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十四	
二十億 円	十一億 円	円百 八十二 億	一億 円	八十六億 円	五億 円	十億 円	百億 円	五億 円	億四 百六 十六	五十億 円	二十五億 円	

（利付第三十年国库八回券）	（利付第三十年国库七回券）	（利付第三十年国库四回券）	（利付第三十年国库三回券）	（利付第三十年国库回券）	（利付第三十年国库九回券）	（利付第三十年国库八回券）	（利付第三十年国库七回券）	（利付第三十年国库六回券）	（利付第三十年国库五回券）	（利付第三十年国库四回券）	（利付第三十年国库三回券）	（利付第三十年国库二回券）
一・八%	一・九%	二・二%	二・〇%	二・三%	二・四%	二・五%	二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・五%
日年平三成五月二十五	日年平九成五月二十四	日年平三成五月二十三	日年平九成五月二十二	日年平三成五月二十一	九平月成二五十年	三平月成二五十年	日年平九成四月二十九	日年平三成四月二十九	十年平日十成二月二十八	日年平九成四月二十八	日年平六成四月二十八	日年平三成四月二十八
億四 円百七十四	二十五億 円	百七億 円	七十五億 円	五億 円	二十五億 円	六十億 円	億二百二十八	百十億 円	三十三億 円	三十一億 円	円百九十九億	五十五億 円

（（利 第四付 五十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 四十国 回年庫 ））債 券
二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %
日年平 三成 月六 二十 十四	日年平 三成 月六 二十 十三
七 十 九 億 円	円百 五 十 四 億